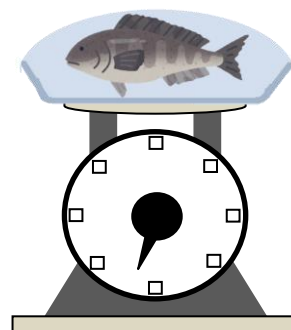


商品量目立入検査で正確計量確保

消費生活センターでは、商品流通が活発になる中元期、年末年始期を中心に、スーパーマーケットなどに立ち入り、精肉・鮮魚・青果・惣菜などの表示（〇〇g）が適正かどうか内容量の検査を行い、不適正なものについては、正しく表示するよう指導しています。今回は、その検査の方法についてお知らせします。

[検査方法]

- ① 商品の総量（トレイやラップなど込み）を量る。
- ② 風袋（トレイやラップなど）量を量る。
- ③ 総量から風袋量を差し引き、実量を算出する。
- ④ 実量から表記量を差し引き、誤差を算出する。
- ⑤ 誤差が許容範囲内か確認する。



[参考例]

魚であれば、表記量 100g 超～500g の場合、表記量の-3%が計量法で決められている許容誤差となっています。

200g と表記されている魚の場合であれば、 $200\text{g} \times 3\% = 6\text{g}$ が、表記より少なくとも法的に問題のない範囲となります。つまりラップやトレイなどの風袋を除き、魚だけの重さが 194g 以上あれば計量法上問題はありません。もし、これが 194g より少ない場合は、不適正（不足）商品として区分し、原因を調べて再発防止に向けた指導を行います。

※許容誤差（マイナスの範囲）は、商品・表記量により異なります。

※内容量が表示量を超えている場合の許容誤差（プラスの範囲）について規定はありませんが、経済産業省のホームページ等にその範囲の目安は示されています。

[中元期検査結果]

期間：6月5日から7月27日まで

検査戸数	検査個数	不適正個数	不適正率	不適正の主な原因
76	952	16	1.7%	風袋量の無視・軽視

◇「第 52 回消費生活フェスティバル」開催◇

～ Let's Change! 未来をつくる 暮らしのスタイル ～

楽しみながら生活の知恵を学んでみませんか。

当日は、市民団体や行政機関が様々なブースを出展しますので、ぜひ会場へお越しください。

日時：2月2日（土）午前10時～午後4時

会場：クリエイトホール5階・9階

対象：どなたでも

費用：無料

申込：不要（直接会場へ）

問い合わせ：消費生活センター 電話 631-5456

FAX 643-0025

消費生活講演会

未来をつくる暮らしのスタイル

～ 人生を豊かにする仕事とお金の話 ～

ライフプランセミナーや終活セミナーの講師として数々の講演を行っている高伊 茂さんをお迎えして講演会を開催します。

日時：2月2日（土）午後1時30分～午後3時

会場：クリエイトホール 11階 視聴覚室

対象：市内在住・在勤・在学

講師：高伊 茂 氏（高伊 FP 社労士事務所代表・NPO 法人ら・し・さ理事）

定員：72名（先着順）

費用：無料

※申し込み方法等は、広報「12/15号」をご覧ください。

八王子市消費生活センター

相談専用電話：042-631-5455

- 相談時間 ➤ 午前9時～午後4時30分
- 相談日 ➤ 月曜日～土曜日（祝・休日、年末年始を除く）

*相談は無料、秘密は守られます。
*クリエイトホール休館日は電話相談のみとなります。
*土曜日にお越しの際は、事前に電話連絡をお願いします。



- 問い合わせ ➤ 電話：042-631-5456 FAX：042-643-0025
〒192-0082 八王子市東町5-6 クリエイトホール地下1階

※ご相談は、電話又は来所でお受けしています。

FAX ではご相談いただけませんが、受付方法などのお問い合わせは FAX でもお受けしています。